

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年7月25日 09時00分ごろ
発生場所	高知県大月町白埼北西方沖 白埼灯台から真方位313° 750m付近 (概位 北緯32° 51.5′ 東経132° 39.1′)
事故の概要	漁船第八十二喜栄丸は、南進中、また、漁船奈々丸は、錨泊中、両船が衝突した。 第八十二喜栄丸は、船首部に擦過傷を生じ、また、奈々丸は、左舷船尾部に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成27年7月29日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第八十二喜栄丸、19トン KO2-6836（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 奈々丸、0.4トン KO3-27128（漁船登録番号）、個人所有 第282-21131号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷船尾部に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	船長Aは、船首浮上により船首方に死角を生じていたものの、前方を見た際、他船が見えなかったため、船首方には他船はいないものと思っ て航行を続けていた。 船長Bは、一本釣り漁をしながら周囲を見ていたところ、A船がB船に接近して きたので、A船との衝突のおそれを感じ、立ち上がって手を振り、大声で注意を喚起 したが、A船の針路及び速力が変化せず、海に飛び込んだ。 B船は、錨泊中の形象物を掲げていなかった。
分析	A船は、船長Aが、船首方には他船がいらないものと思ひ、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、接近するA船を認め、立ち上がって手を振り、

	大声で注意を喚起したものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、A船が錨泊中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、船首を振るなどして、船首方の見張りを適切に行うこと。